

一般競争入札公告

沖縄県南部医療センター・こども医療センターが発注する「全身用X線CT診断装置売払」について、一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和3年4月9日

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 院長 和氣 亨

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 全身用X線CT診断装置売払2式
- (2) 契約内容 仕様書及び入札説明書等による
- (3) 撤 去 日 1台目：令和3年6月19及び20日（土日の2日間）
2台目：令和3年7月17及び18日（土日の2日間）を予定
※上記期間については、当センターと要調整
- (4) 売払い機器設置場所 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター
沖縄県島尻郡南風原町字新川118-1

2 一般競争入札参加資格要件

本件に係る入札に参加出来る者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規則に該当しない者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過した者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及び、それらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (4) 競争入札参加資格確認申請書の提出期限日から入札日までの間において、沖縄県の指名停止又は指名除外の措置を受けていない者であること。

3 入札参加資格の申請方法等

本件に係る入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を持参又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。提出された書類に不備等がある場合は、受付期限内にのみ補正することを認める。提出された書類は返却しない。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）
- イ 法人にあっては、登記事項証明書
- ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

- エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
- オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
- カ 同種・同規模の履行実績（第2号様式）及び実績を証する契約書の写し

(2) 提出先

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 総務課 施設担当
〒901-1193 沖縄県南風原町字新川118-1 2階
電話番号 098-888-0123 FAX番号 098-888-6400

(3) 参加申請の受付期間

この公告の日から令和3年4月20日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とし、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
郵送の場合は、令和3年4月20日（火）午後5時までに**必着**とする。

(4) 入札説明書、仕様書等の交付期間、交付方法

- ア 交付期間：この公告の日から令和3年4月20日（火）午後5時まで
- イ 交付方法：当センターホームページに掲載する。

(<https://nanbuweb.hosp.pref.okinawa.jp/index.php>)

- ウ 問い合わせ先：上記(2)のとおり

4 資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果は、令和3年4月26日（月）までに通知する。

5 入札参加資格の有効期間

この公告に基づき資格を取得した日から契約締結日までとする。

6 入札及び開札の日時等

- (1) 日時 令和3年4月27日（金）午後2時00分
- (2) 場所 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター4階 EV前カンファレンス室

7 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第100条の規定により、入札保証金の額は、入札に参加しようとする者が見積もる契約金額（消費税込み）の100分の5以上とする。入札保証金は、一括して納付することとし、その額は、再度入札の場合も想定して不足としないようにすること。

8 入札保証金の免除

入札保証金は、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団含む。以下同じ。）又は地方公共団体とこの入

札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合

9 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額の100分の10以上に相当する金額を一括して納付することとする。

10 契約保証金の免除

契約保証金は、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団含む。以下同じ。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合

11 入札書に記載する金額

- (1) 入札金額については、仕様書にある機器を買い取りするのに要する一切の費用を含めた金額とする。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書（第5号様式）に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

12 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 代理人が行う場合で委任状（第4号様式）の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- (3) 入札を希望しない場合には、参加しないことができるので、入札辞退届（第6号様式）を3の(2)に掲げる場所に提出すること。
- (4) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 令和3年4月26日（月曜日）午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。

13 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることができない。（(4)又は(5)に該当する場合を除く。）

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

- (3) 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- (9) 委任状を持参しない代理人が行った入札

14 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格よりも高額なもののうち、最高価格を持って申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行う。なお、再度の入札は3回（1回目の入札含む。）
- (4) 再度の入札に付しても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

15 契約締結時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りではない。

16 その他

- (1) 申請関係書類、入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札に代理人が出席する場合は、委任状を当日提出するものとする。
- (3) 入札参加資格の適用範囲は、当該入札に限り適用するものとする。
- (4) 入札参加資格を認められた後であっても、当該公告「2 一般競争入札参加資格要件」に該当しない事実があった場合は、当該入札参加資格を取り消すものとする。
- (5) 当該公告等に定めのない事項については、地方自治法（昭和23年法律第67号）、地方自治法施行令及び沖縄県財務規則に定めるところによる。

17 本案に関する質問・回答

- (1) 質問は、質問書（第3号様式）により行うものとし、メールによる方法のみで受け付ける。なお、質問書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話番号及びメールアドレスを併記するものとする。
 - ① メールを送付先：uezukeny@pref.okinawa.lg.jp
 - ② 質問の受付期間：公告日から令和3年4月19日（月）午後5時まで
- (2) 質問に対する回答は、質問者に対して、メール又は電話にて行う。